

午前10時02分開会

○民谷会長 おはようございます。お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、第7回になりますけれども、千代田区議会政務活動費交付額等審査会を始めさせていただきます。

きょうは、議会の議員の方々、お忙しいところご参集いただきまして、本当にありがとうございます。少し皆さんとの間で意見聴取をさせていただいたことについて、その内容といいますか、皆さんに伺ったところについて、また確認なりご意見を伺ったりさせていただきたいというふうに思っております。

最初に、4月1日付で事務局長の方が異動されたということですので、新局長よりご挨拶をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○阿部局長 4月1日より議会事務局長に就任いたしました、阿部でございます。よろしく願いいたします。

○民谷会長 よろしいでしょうか。

実は、前回の審査会までに、区議会の7つの会派の幹事長の方と経理責任者の方に、個別に私ども政務活動費に全般にわたる意見聴取をさせていただきました。本当に、お忙しいところ時間を割いていただきました。ありがとうございました。

これまでのヒアリングを通して、使途基準等に関する会派の皆さんのご意見、一致するところもございましたけれども、ご意見が違う部分も多々あったところでございます。

私ども審査会におきまして、これから意見書をどういうふうにまとめていくかという段階に至っておりますけれども、その中で皆様方のご意見をどのように考えていくかというようなこともございまして、本日このような場を設定させていただきまして、政務活動費の使途基準等に関する質問等をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいというふうに思います。

それで、まず、人件費のことでございます。早速私のほうから質問させていただきたいというふうに思いますけれども、人件費のことでございます。

人件費につきましては、ご承知のようにこれまで、用途を決めて、要するに全期間常時雇用ということは認めないということでやってきたわけでございますけれども、今までのような形で対応できるというお答えをいただいた会派もございましたけれども、日常的な雇用が必要であるというふうにお答えいただいたところがほとんどであったと、こういうふうに私ども受けとめております。

ですから、そういう意味では、私どもが会派の皆さんからお聞きした内容としては、この点については、日常的に雇用をしたほうが人も雇えるし、それから実際にいろんなことをしていただけると、お手伝いいただけると、こういうご意見が大半であったと、こういうふうに私ども受けとめてございます。

一方で、私どもとしては、仮に日常的な雇用を今までの使途基準を変えて日常的に雇用できるというふうにした場合に、それが政務活動費を受けるべき活動についてだけということになったら、恐らくならないんだろうなと。そうすると、按分ということも当然考えなければならないんじゃないかと、こういうふうに考えております。

で、この点についても、皆様方とのやりとりをさせていただいて、按分ということをも

確にこちらでお尋ねしたケースもありますし、そうじゃないケースもあると思うんですけども、まあ、おおむね按分については、受けとめていただける。こういうふうに私どもとしては考えてございます。

その場合の按分比についても、今、これは審査会の中で最終的にこういうふうにしていうふうになったわけではありませんけれども、少なくとも2分の1を上限とする、そんな範囲内で按分比をこれからどういうふうにしていくのかということを考えていかなければならないというふうに思っておりますけれども、この点については、皆様方のほうで何かご意見といいますかお考えといいますか、ございますでしょうか。

どうぞ。

○小林たかや議員 非常に、人のスタッフを常時に雇うというのは、政務調査をやる上に、デイリーにかかわる報告事項を含めたり、あと、区の政策に対する対案を作成したりとか、知見を得る法律家とか弁護士さんかを来ていただいて、その整理をするというのは、かなり時間のかかる話で、それをやっていく場合、どこの、2分の1で済まない場合が出てきますよね、当然。デイリーで朝から晩までいてもらうということはないですけども、どちらにしてもやっぱりかなりの時間が、そういうところへ行くと過ぎてしまうのではないかなと今思われ思われます。

その場合の部分というのは、やっぱりかなりきついかないと考えておまして、その部分で2分の1に限定されてしまうというのは、どうかなと思います。何か、例えば今までも当然そうだったんですけど、この案件に関しては、どうしてもスタッフにまとめてもらわなくてはかなわないという部分があるんですけど、そういう場合は、例外として、ほかの費用を請求、費用で上げるんでしょうか。人件費が出ない方たち。例えば……

○民谷会長 これ、実はですね、私どももこれから詰めていくわけですけども、相当これ、判断が難しいところなんですね。つまり、人件費を皆さんの中でいろいろお聞きすると、やっぱりさまざまなことをしていただくために、人はできるだけ雇えるようになったほうがいいと。そういうことは、大体皆さんそういうお考えなんですね。

だから、私どもとしては、従来のようにケースを限って臨時的に雇用するというふうな形になると、これは今の雇用情勢もあって、なかなか難しいでしょうと。この期間だけ、この時間だけというふうなことではですね。そういう意味でいうと、雇うことができるという、そういうことから考えると、やっぱり日常的な雇用ができるというのは、非常に大事なことかなというふうに思っているんですね。

しかし、同時に、日常的な雇用をするということになると、その中で実際にどういうことをなさるか、ちょっとわからないわけですよ。それから、皆さんの活動も恐らく……

○小林たかや議員 波が。

○民谷会長 波がおありになって……

○小林たかや議員 そうそう。

○民谷会長 比較的そういう活動が集約的にあられるときとそうでないときとがあると思うんですね。と、日常的な雇用ということは、当然その波の中で、当然平均としてお雇いになるということになると、全部がこの政務活動費を充てる対象の活動にはならないだろうと。まあ、一般的に考えると、そうでしょうね。

○小林たかや議員 それは理解します。

○民谷会長 ええ。だから、その按分をじゃあどれぐらいでやるのかは、いろいろ実はご意見があると思うんですね。だから、異様なピークのところを捉えれば、もっと高い比率になるでしょうし、それから、そうでないと、もっと低い比率になるかもしれないと。ですから、私どもとしても、これから委員の間でその意見の集約をしていくわけです。ここはなかなか難しいとは思っているんですけども。

ですから、私どもとして先ほど申し上げたのは、2分の1というのは一つの線だと思いますし、しかし、それが上限ぐらいのことじゃないんじゃないかと私は思っているんですけどね。ただ、これは委員の中で、まだ完全に議論の集約をしていませんので、それが最終的にどこに落ちつくかは議論をさせていただきたいというふうに思っておりますけども、考え方としてはそういうことです。

ですから、一方で人件費を使える、今までの制限があったのを外しましょうと。それは、実際に皆さんが人件費を有効に活用できるような形にしましょうということが、考え方としてはございます。しかし、それを取り入れるということは、同時に、やっぱりどうしても按分を取り入れないと、やっぱりできないなというのが私の考え方なんです。ですから、そういうことで今申し上げたような形で、ちょっとお尋ねをしているわけなんですけども。

○桜井議員 ちょっと、関連でよろしいでしょうか。いいですか。

○小林たかや議員 ちょっと一つ。その場合、私どもの会は2人なんで、人数については、別にあれなんですか。会派は何人いても、例えば何人の会派は何人とかいうあれはないんですね。

○民谷会長 だから、それを、例えば会派ごとに決め込むとか……

○小林たかや議員 それはもちろんそのとおり。

○民谷会長 そういうことは、ちょっとなかなか。これは私の私見でございますけれども、まだそこまではちょっと、なかなかしにくいことになるんじゃないかと思っておりますけども。

○小林たかや議員 まあ、わかりました。常識でやりますから。

○桜井議員 よろしいでしょうか。いいですか。

○民谷会長 はい。

○桜井議員 今、人件費については、雇用のしやすさというかそういう現実的なところを勘案していただいて、それで座長から、日常的に雇用する、しかしその按分として上限を決めるというお話をいただいて、前段については、本当にありがたいご理解をいただいたなというふうに思っております。

それで、その按分の、要はその比率、また、要は第三者の方が見たときに、どのようにご理解、納得いただけるかというところだと思うんです。

で、議会は、ご案内のとおり、年間4回、定例会がございます。1年を通して、各月によって、かなり仕事の量というのが違ってきています。千代田区議会は特別委員会もかなり盛んにやっていますので、平常の月もかなり議会に来て、役所に来て仕事をするのも多うございますけども、定例会の月と比べるとやはり違うというのは、これはどこも同じだと思います。

で、そういう中において、一律その2分の1と決めるのは、ちょっと私どもからすると、もう少し、こう、実態に合ったような按分比率を幾つか示していただいて、それで、もちろんそのときには、どのような仕事をするのかといったことも、報告事項として上げる必

要あるかと思えますけども、そういう中で、按分比率を2分の1ということに限らずに、仮に、例えば4分の3もあるかもしれませんし、10分の10もあるかもしれません。ただ、2分の1に至らない場合もあるかもしれません。

そこら辺のところは、その1年の中でも、そういう仕事の、私どもの会派は10人ですけども、仕事を見ていても、やはりこちらから言ってやっていただく月もあれば、もう仕事が追いつかなくて大変だと言っているときもあれば、やはり見ていると、やっぱりそういう月というのがあるんですね。で、これは恐らく、全会派みんな一緒じゃないかというふうに思うんですけども、そこら辺のところをご勘案していただけるとありがたいなというふうに思っております。

○民谷会長 うん。わかりました。

ほかに何かご意見。どうぞ。

○岩田議員 今は日常的雇用を前提としてお話をされていますけども、やはり、中には臨時雇用でいいよという会派もあると思うんですが、その臨時雇用の場合も2分の1という考えなんでしょうか。

○民谷会長 仮に、そういうご意見をいただいて、私のほうで議論をして、じゃあ、二本立てにしよう。日常的な雇用もあり、それから目的を限った雇用をされる場合には、もう既に、そこでも縛りがかかっているわけですね。この政務活動費を交付すべき活動について、サポートしていただくために、何か助けていただくというふうなことがあってお雇いになるとすれば、そこでもう既に縛りはかかっていますから、これは按分を入れるということは必要ないと思うんですよね。

○岩田議員 はい。

○民谷会長 だから、そうすると、今の皆さんのご意見では、二本立てもありというご意見と伺ってよろしいんですかね。

○林議員 すみません。よろしいですか。

○民谷会長 はい。どうぞ。

○林議員 今、会長がおっしゃったような形で、私どもの会派は、人件費については、いろいろ訴訟リスクがありまして、まだ確定していないので計上していないんですが、ぜひ、今、日常的に事務員をとという形は、非常に前向きな形でありがたいことだと思います。

で、前提として、この50%按分というのが、事務員、まあ先生方でよくある、事務、いろんなことをやってくださいよと。事務員だったら、非常に、50%按分というのは、まあそうなのかなと。

○民谷会長 はい。

○はやお議員 で、今、会長がおっしゃったような、縛りがあるという。私どもは課題別経費でかなりくくった形で、その課題別経費の人件費というのは、もう既に期間も定められて、項目も定められているので、ここは按分する必然性が感じられないんですね。

ここの2種類の100%計上と普通の事務員の50%計上。ですので、項目がどうなるかわからないんですが、人件費というカテゴリーの中では、事務員が50%で、課題別経費のいろんな、小林（た）さんがおっしゃったような、弁護士の先生のご意見を伺うとか、いろんな専門の方を伺ったり、お手伝いしていただくときには、ここは100%までの計上を範囲としてお許しをいただいて、そこから個人の判断ですとか各会派の判断になると

思うんですが、やっぱりわかりやすいのは、100%と50%とゼロというのが、極めて裁判を通じて、やりやすい、ほかの複数のパーセントになると、なかなかこう、説明がしづらいものですから、ここの分類分けだけ、事務員それと課題別専門職というところの二つの方法を出していただけると、非常にこの人件費の事務員50%日常というのは、我々の活動でかなり、笑い話でやっていますけれども、僕ら議員が一生懸命発送作業の折りとかやっている、これ、時給にすると幾らだろうねと思いながら、煩雑なもの、今計上しづらいものですから、やっておりますので、ここは非常にありがたい、前向きな形でぜひ活用させていただければと思いますので、事務員というカテゴリーで50とやっていただければ、ありがたいのかなと。

○民谷会長 どうもご意見を伺っていると、よりきめ細かく制度設計をして、その中で、要するに一律に分類するとかそういうことではなくて、いわばバリエーションがある形でというふうなご意見が多いということですよ。

○林議員 二つぐらい。ええ。

○民谷会長 それは、私ども承って、まあ、どういう制度設計にするのかなかなか難しいところがありますけれども、受けとめさせていただきたいと思います。

はい。どうぞ。

○木村議員 ちょっと違った視点なんですけれども、私どもの会派は、こういう調査項目に基づいて、臨時的にそのバイトをお願いするという機会が何回かあります。で、ただ、常勤雇用といった場合、使用者は議員団になるわけですよ。そうしますと、例えば社会保険の関係の問題とか、税金の問題とか、ほかの仕事と一緒にされている場合、どういうふうに対応したらいいのか。ちょっと、その点で私たちは慎重に、ちょっとなっている面って、あるんですね。

○民谷会長 ああ、なるほど。

○木村議員 その辺も含めた形でのご検討をいただくということになるんでしょうか。

○林議員 新宿区がたしか大変だったんですよ。社会保障の税金とか保険で、新宿区議会が共産党さんも自民党も、みんな一律、保険料まで政務調査費で出すのはどうだという、住民の方から。

○民谷会長 そうですね。

○林議員 あんまりやると難しいですよ、保険料とか。（発言する者あり）

○民谷会長 はい。

○はやお議員 カテゴリー別に分けていただく、その辺のほうは人件費。あと、どうしてもあるのが、政治活動と大きく分けると、議会活動といったときに、表裏一体の部分はどうしてもある。だから、それで半分という話になると思うんですけども、実務的に当然のごとくやった作業を、明細を書いていただくんですけども、先ほどの社会保険等々の話があるのであれば、アップを決めるといって、上限、キャップをかけるかということでの検討もしていただくと、ご提案いただくと、ありがたいのかな。逆に言うと、ここまでだったらということであれば、使い勝手がさらによろしいかなと思うんですけど、まあ課題別については、間違いなく、この「だけ」ということになりますから、ここは先ほどの臨時と同じ扱いになると思うんですね。でも、事務員ということで、非常に一般、全般やるということになったときには、何かその辺の指針、ガイドラインがあると、我々

のほうもやりやすい。まあ、それは考え方ですけれど。

○民谷会長 そうですね。どうも、今伺った限りでも、大分いろいろと難しいところがありそうですので。

○林議員 まあ、ありがたい話です。

○民谷会長 それを十分念頭に置いた上で、対応できるようなものをつくっていかなくやいかんということでしょうね。ちょっと、確かに悩ましい限りですけども。

できる限り皆様のご意見を、もちろん私どもが意見を出させていただくときに、「これじゃあ全然実態的に使えないよ」ということでは、私ども提案させていただく意味がないと思いますので、今伺わせていただいたご意見を十分踏まえた上で、まあどこまでお応えできるかというのは、ちょっとあると思いますけども、できるだけ現実的に会派の皆様が、ああ、これだったら対応できるというふうなものにしていくように、まずそれがきょうの目的でもありますので、いろいろなご意見を伺いながら、これから意見をまとめさせていただきたいというふうに思っております。

何かございますでしょうか、ほかに。

どうぞ。

○寺沢議員 よろしいですか。今、常勤の事務員というふうな流れも一つ必要じゃないかという話が出ましたけれど、そのときの上限ですよ。例えば20日間。20日間で、最低賃金がありますし、それよりも上に行く場合とか、いろいろありますよね。そこら辺はどんなお考えで。例えば最賃で20日で、ざっとのあれですと、上限の月当たり16万とかね、そんなようなお考えというのは、どこら辺にあるんでしょうか。

○民谷会長 これも、まだまだそこまで踏み込んで、ちょっとやっていないところもありますので、一体どういうふうにするのかですね。だから、私、今ちょっと承っていて、事務員というのが、ちょっとややひっかかっている部分でもあるんですよ。

ですから、政務活動費について人件費というふうに考えるときに、それがすぐ事務員という言葉に置きかえていいのかどうか、ここはちょっとわからないところではあるんですけども、ただ、常時仕事をしていただく場合には、私どもがこの按分というのを持ち出したというのは、恐らくその内容は、実は皆様と意見のやりとりをしたときに、一体その政務活動といわゆる政治活動とかそういうものとの境界というんですかね、これがどうなんでしょうということをお聞きしたんですけども、ここが、実は、割合皆様方から明確にいろんなご意見をいただいたと思うんですけども、この点はやっぱり、なかなか皆さんお答えが難しいこととおありになったんですね。やっぱりそう簡単に線を引けないよとか、実は先ほどもご意見ありましたが、表裏一体の部分もあって、一面で見れば政治活動費の自分たちはつもりだけでも、しかし別の見方をすれば、それはちょっと違う評価を受けることもあるという、そういうご意見もいただいたので、事務員という言葉に置きかえていいのかどうかというのが、ちょっと私の中で、やや、これはどうしたらいいかなと思っているところがあるんですよ。

○林議員 すみません。さっと私が言及してしまっただけですが、東京都議会ですとか、事務費というカテゴリーの人件費ではなくて、ですので、当然のことながら事務費ですので、事務員という形になるんで、この人件費という言葉にちょっと違和感は私もかなり感じておまして、名目、カテゴリー分けを含めて、ちょっと整理を、千代田のローカル的な人

件費というのが、事務費の中の人件費ですと、当然事務員になるんでしょうけれども、一番ヘッドに、それも名目1番のところに入件費という計上が、千代田区議会のは出ておりますので、この、会長がおっしゃったような違和感というのは、非常にご指摘ごもっともだと思いますし、人件費を冒頭に上げるというのもどんなものなのかなと。項目、せっかく条例規定整備をするに当たって、文言整理も含めて調整していただけると、住民の方にも非常に理解が深まるのではないのかなという気がいたします。

○民谷会長 ですから、例えば私の経験で申し上げますと、会派に例えば受付があって、その受付の方がもうあらゆる雑務をされると、そういうところにこの人件費を充てるということではないんですね、私どもでちょっと考えているのは。

○寺沢議員 そうね、政務活動費が。

○民谷会長 だから、基本的には、いわゆる政調会事務局部というようなものがあるじゃないですか

○林議員 そうですよ。

○民谷会長 ああいうところで、政務活動費を主なこととしてやられている場合であっても、しかし、それだけをなさることではないんでしょうねと、きっと。実態ということになると。そうすると、やっぱりちょっと按分ということを立てなきゃいけないのかなということなんですけども。

これはあれですね、なかなか難しいところですね。実際にどういう、まあ今のご意見もそうなんですけども、実際にどういうふうにやったら、区民の皆さんの目から見て、ああ、そういう人件費というのを立てて、しかも常時雇用というかそういうことでやっていけるので、しかし、それはこういうやり方だと合理性があるよねというふうに言っただけで、かつ、それがまるっきり、何ていうんですか、議員さんの雑務をやっていることではないんだというふうに評価をされるような制度にするということになると、そこは一体どういうふうにしたらいいのかなというのも、ちょっと、私も今のご意見を伺って、少しきめ細かくやらないといけないのかなというふうには思っております。

ですから、全て、皆様のご意見をいただいたことを全部回し切れるかどうかはわかりませんが、当然政務活動費というのが、もともとどういう目的であるかということの中での人件費ですから。そういうことに応えられるものとするためにどうしたらいいのか、ちょっと知恵を働かせて、私以外に大変造詣のおありになる先生方もいらっしゃるんで、中でいろいろ議論しながら、できるだけ、今皆さんに伺った意見を反映できるようにさせていただきたいと。しかし、同時にそれもなかなか難しい、限界もあるなというふうには思っていますけども。

○大串議員 会長、皆さん、会派、意見を述べたので、うちもちょっと。

個別に面談したときに、この話が出まして、どうなんだということだったんですけど、うちとしては、だからきちんとした明確な線引きができない以上は、2分の1を上限としてということで、意見を述べたと思うんですけども、臨時だけではなくて、常勤も選択肢としては両方ある場合に、そういう上限を設けてきちんとやるんだというのは、やっぱり区民の皆さんの了解を得るためには、やっぱりそれが妥当かなというふうには思っております。

○民谷会長 つまり、これで、もう皆様のご要望することに全部お応えできるというこ

とにはなかなかならないのかもしれないけれども、しかし、そういう限定をつけることによって、区民の方もそれなりに、ああ、これだったら合理性があるよねと、受けとめられるよねというふうに、制度としては、そういう双方を満たす線をどうやって打ち出していくかということだと思っただけですよね。

ですから、議員のほうからいうとすごくいいんだけども、区民の方から見て、やや疑義が出るような制度でもおかしいでしょうし、区民の方もそれなりに、これは合理性があるよねというふうな線で、まあ何とかまとめられるようにしていきたいというふうに思っております。

よろしゅうございませうか。今、人件費のことについては、随分たくさんのご意見をいただいて、私どもとしてもそれを受けとめながら、させていただきたいと思っておりますけど、ほかに何かございませうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○民谷会長 ありがとうございます。

それで、次に、通信費のことについては、私どものほうから、実は、特に郵券でございますけれども、大量の郵券をまとめて買うというふうなことはどうなんでしょうかというふうなことで、皆さんにお尋ねをさせていただいたりしました。

それで、これについては、それぞれ必要な状況もおありになるでしょうから、一般的に許容できるような、合理性のある範囲で郵券をお持ちになるということは、当然だろうと思うんですけれども、疑義を生ずるような大量のまとめ買いは差し控えるということで、大体皆さんそれぞれの会派のご意見は一致していたと思うんですけれども、それはよろしゅうございませうか。

特にご異論がないということで、よろしいでしょうかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○民谷会長 それでは、次に、今度は、会派の中でご意見が必ずしも一致をしていないというふうな項目になるんですけども、特に会議費でございます。

会議費につきましては、会派によっては、飲食あるいは飲酒を伴う会合への支出は、もうやめたほうがいいのかというふうなご意見もございました。

それからまた、一方で、区民の方のご意見を伺うというふうな、そういう点も含めて、やはり現在の範囲内で、つまり5,000円以内ならいいんじゃないかと、こういうご意見もいただいております。

それからまた、事務所費というのが今の千代田区の政務活動費の中で、項目がないわけですが、そういうことから、ご意見を聞くために会合などで提供する茶菓代程度のものは、認めていいんじゃないかというご意見もいただいております。

これは、どうでしょうかね、もともと会議費についてご意見を伺っているときに、既に会派の中でご意見が違うというのは、私どもも承知しておりますけど、もう、その範囲内でどういう、いわば私どもとして線を出していくかということになりますので、改めて皆様方で何かこれについてご意見なりあれば、おっしゃっていただきたいと思っただけですけれども。

○岩田議員 私、聞き取り調査のときも発言した、繰り返しになりますが、飲食を伴うものというのは、食べ物だったり、飲み物に対して支払うべきものであって、会議として見

るのはおかしいのではないかなと思いますので、それは認めるべきではないと思います。

○民谷会長 まあ、いろんな形態があると思うんですけどね。

○小林たかや議員 条件にしてしまうと、会議室というのは、基本的には場所代であって、いろいろな方がいらっしゃるんで、この場所でやれば、やっぱりその金額がかかるというんで、我々のほうはお茶代程度と考えております。

ホテルでやる会議、打ち合わせをすれば、それだけのホテルの金額がかかるし、そこに、ただで会議ができるわけがないから、お茶代になると思うんです。そういう場所との関係でやっていただかないと、やはり忙しい方がいるのに、わざわざデニーズに来てもらうわけにはいかないから。そうすると、ホテルなんかでやる場合がありますから。

お茶代、社会通念上のお茶代であるなら、会議費で構わない。飲食の提供があったとしても、食べるものはだめですけど、飲み物の提供があったとしても、構わないんじゃないかと思います。

○桜井議員 一番最初に岩田議員から出た飲食の話が出ましたけど、日常的にこう、我々がちょっと一杯飲みに行こうよといったような類いのものについては、それはだめだよというのは、これはもう共通の認識だというふうに思っております。

この会議費の是非については、随分長い間、この歴代の審査会の中でも議論をしてまいりました。で、会派によっても、この会議費についての見解も随分違ってきております。

私ども自民党の会派は、非常にまちの方たちとのコミュニケーションの場というものを、進んで我々もまちの中に入って、いろいろなご意見をお伺いする、またはいろいろなことをお伝えするという場として、活用もさせていただいております。そういう面においては、そういう会合については積極的に出ようというのが我々の考え方です。

その中において、こういう会費が必要なのかどうかということになってくるわけですが、先方からご案内をいただくときに、会費という形で金額がうたってございます。それと、うたっていない場合も今まではございましたけども、極力うたっていただくように、こちらからもお願いをしてきた経緯がありまして、今もかなりの部分で、主催者側もご理解をいただいて、書いていただくようになってまいりました。

で、その中において、この会費というものに、お酒が出るからいいとか、または悪いかいような議論も一時ありましたけども、これは私どもが主催するものじゃございませんので、慣例上、そういうようなところで出ることにも確かにございます。ただ、我々は、趣旨は冒頭に申し上げたとおりでございますので、そこに来て、物を食べる、またはお酒を飲むということが目的では行っている訳ではございませんので、そういう意味合いで、ここの会議費というものを捉えていると。それと、千代田区という場所柄、ホテルで行うことも多くて、慣例的にやはり実費相当分の1万円ぐらいのものをを出してきた経緯がございました。

そういうことから考えると、今回5,000円というような形で今やっているわけですが、実態としてはそういう実態があるということは、ぜひご理解をいただきたいというふうに思っております。

で、この政務活動費における会議費については、先ほどお話ししましたとおり、私どもの会派としては、ぜひ、これは引き続き計上ができるような方向でお願いをしたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○民谷会長 はい。

○寺沢議員 今、大会派のほうからそういうご意見が出ましたけれども、私どもはやはり区民の目線とか、社会通念上、今置かれている状況はどうかというところに着目をする必要があると思うんですね。

そうすると、先ほどちょっとおっしゃっていたような、アルコールが出るような席については、まあ、私どもは今でも自粛をして、一切そういったものは請求しておりませんが、一般の方々は、そこに自分の会費を持ってご参加なさっているわけですよね。それなんで、まあ、どうでしょうかね、裁判になったときに、例えばその5,000円まで認めるとというのが、今の社会状況の中で認められるのかどうかというところは、非常に問われる部分があると思いますね。

で、ほかの自治体やなんかでは、そういうことについて、どんなようなところが今の趨勢として多くなっているんでしょうか。ちょっと、もしそういう例がありましたら、お聞かせいただければと思いますけど。

○廣瀬副会長 ちょっと、よろしいですか。

○民谷会長 はい。

○廣瀬副会長 一つは、裁判での法的な判断ということであると、今の法律上の政務活動費というのは、使途の範囲を条例で明確に定めて、説明責任を果たすようにするということが義務づけられていて、その意味では、条例で定めた上で、使途基準に5,000円とすれば、その5,000円については、法的に違法とされることはないんだと理解しています。

他方で、そのようなルール設定が、住民に対して説得力を持つかということは問われてくる。で、いろいろな地域で、私の知っている範囲では、都道府県議会では、今もそういう会合費等を認めているところは少なからず残っておりますが、市町村議会の大半では、これは認めていないのが、今、趨勢になっているとは言えると思います。

○寺沢議員 ありがとうございます。

ということであれば、千代田区議会も、（「同様に」と呼ぶ者あり）同様にしていってほしいのが、住民の目線に耐えられるというか、じゃないかというふうに私は考え――我々の会派はそういうふうに理解をしております。（発言する者あり）

○民谷会長 はい。

○はやお議員 我々のほうも、飲食ということに関しては、部屋代だけのところでの会議費というものは出しています。

で、これは一般論なんですけれども、その情報、つまり広聴活動、この政務活動の中には、広聴活動があると思うんですね。その広聴活動としての情報のとり方というのが、党派別によって違うという視点が一つと、そして私が民間にいたときの情報のとり方というのが、さまざま、企業によって考え方が違うと。それは何かというと、例えばインターネットで情報をとるというのもありますよ。電話でやるのもあります。メールでやるのもあります。でも、ある企業のトップランナーのコンビニエンスのところは、一番何かといたら、その店舗に行って、店舗担当がその情報を、実際お金がかかるけれど会うという情報が、つまりフェイス・トゥー・フェイスが、一番情報量があるということで、やり続

けるということがあるんですね。ですから、それは会派によって、かなりその情報のとり方よっての違いがあるという前提を考えて、その整理のあり方は慎重、でも我々からいうと、時代の趨勢、おっしゃるように合理性、妥当性を今追求されると厳しい状況に追われてくるということは、十分踏まえた上で、どういうふうにやるが一番いいのか。

で、我々会派としては、広聴活動として、最大限に機密性を持ちながら、最高の情報をとりたいというのはある。そういうことから、それぞれの会派の努力があると思いますので、この辺のところについては、十分な、そしてまた、いろいろあれば、内規よっての対応とかということ、多少ストライクゾーンを広げるということもあっていいのかな。でも、そこは、最終的には、会派がおのこの責任を持つという形になるのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○民谷会長 どうぞ。

○木村議員 この問題、いかようにも理由づけしようと思えばできるんですよ。しかし、私はいかに理由づけしようとも、区民に説明責任を果たせません、もしここからお金を出しているとしたらですね。

一つは、時代の流れ、やはり社会の進歩というのがあると思うんですよ。やっぱり税金の使い方に対する主権者の目というのがありますから。それをきちんと踏まえた形での対応というのが求められていると思います。

同時に、この間、新年会等の会議に参加されたけれども、そこでなければ得られなかった情報というのは、まず、ありませんでした。必要な情報だったら必要なところに行って、訪問し、入手することは幾らもできますので、その場でなければだめだというのは、私ももう27、8年議員をやっていますけれども、ありませんでした。

○林議員 すみません。ちょっと、いいですか。入ります。すみません。（発言する者あり）

それぞれの形で、これも政治活動の領域と調査活動にかかわってくると思うんですけど、案内をもらういろんな団体からも、各議員よって違うわけです。実際、そこでなければ聞けないというのは、一番わかりやすいのが、業種団体の専門職のお医者さんですとか、そういった方の専門の方が一堂に集まったりする会でのお話というのは、なかなか、2時間も3時間も診療所に行ってお話を聞くというのでもできませんので、これは貴重な機会の会合も一つはある。

もう一つは、本当ににぎやかな宴会というのもあるし、呼ばれるのも、会合の種類も、それぞれどの会議がよくて、どれが政治活動に当たるカテゴリーなのかというのは、非常に難しいと思います。で、時代の流れもあるんでしょうけれども、そこは領域設定を、かなり広い千代田区ですけれども、ここから先は、キャップが5,000円というのがありますので、大体5,000円という、半額並びに50%以下の按分率になりますので、これはお認めいただいて、あとは個々判断、会派の判断ですとか各議員の判断という形でやっていったほうが、一律、かなりこう、狭めれば狭めるほど活動の広がりというのが減ってくる。で、これは自分が政治活動だと思えば、それは政治活動のお金で出していますし、私どもも出していますけれども、これを一律にえいっとこう、狭めるというのは、なかなか、ここからはもう、家族構成とか、いろんな社会的要因とかバックグラウンドの要因にかかわってきますので、ここでぐっと絞るよりも、ある程度上限金額を決めて、5、

〇〇〇円で私は構わないと思います。ここで個々人、各会派の判断で、計上するかしないかというのはやっていくと。政治活動に当たるんだと思う人は、政治活動で計上すればいいわけですし、ここはいい話が聞けたから調査活動の計上をしようと思えば、調査活動にやるという形のところの判断の裁量権を少しお認めいただけると、大変、活動が萎縮しないで済むのかなという思いが強くなります。

○民谷会長 はい。

どちらを先に。

○岩佐議員 ごめんなさい。今のお話で、やっぱり各会派の事情があるというのは、私も理解できるんですけども、その場合は、やはり公開のあり方というのをもう一歩進めていかなければならないのではないかと思います。今は、全て領収書も含めて、役所に来れば誰でも見れるようになっていきますけれども、例えばホームページで全て、どこの、どこの新年会に出て、どんな領収書をつけているのかというのが見れる状況にしていけないと、やはりそれは各会派の責任といえども、しっかりとそこを、区民の目線に、区民に説明をしていくということさらにはここは深めていかなければ、ここは単に各会派の責任というだけではいけないのでは。

だから、もし、ここをやはり、ほかのほとんどの市町村がそもそも認めていない状況の中で、あえてこちらが認めていくのであれば、やはりそこは説明責任の果たし方というのを工夫が、一つ検討が必要なのではないかと思います。

以上です。

○大串議員 飲食を伴う会議費、現行5,000円ということなんですけども、今、廣瀬先生から話があったように、もう全国的な基準としては、もう既に認めないんだというのがいわゆる納税者に対する責任になっていますから、今、千代田区議会がどうするのかというのは、もう全国から注目されていると思うんですよ、どういう意見書が出るのかと。そういう中で、最も注目されるのは、この会議費ですよ。（発言する者あり）この会議費、手をつけなかったのかということと言われかねませんので、ここはもう、僕は英断をしてもらいたい。

○民谷会長 まあ、正直言って、私どももなかなか大変なんです。

○小林やすお議員 ちょっとよろしいですか。

○民谷会長 はい。

○小林やすお議員 全国的な話というのは廣瀬先生からお伺いしたんですけど、実際この東京23区というところでは、どのような状態なのか、また地方とは違う観点もあると思うので、23区の状況を教えていただければと思うんですが。

○廣瀬副会長 大変語弊のある言い方かもしれませんが、一番、何ていうか、議会改革の風が吹いていない地域としての評価が固まりつつありますね、23区については。（発言する者あり）一番動いていないかなというふうに見られていて、余り、ですからそこを参照して、うちだけじゃなくみんな動いていないからいいかなというのは、ちょっとリスクではないかというのが率直な印象でございます。

○民谷会長 たくさんのご意見をいただいて、これは個別のヒアリングのときにも私も感じたところなんですけれども、会派のそれぞれの方によって随分違うんですよ。やっぱり確かにこれは違うんですね。ですから、その多様性というのはやっぱり認めなきゃいけ

ないと思うんですね。その上で、副会長から申し上げたようなことも、やっぱり私ども受けとめつつ、意見書を出して、出させていただかなきゃいけない。

ですから、もう本当に、私どももなかなか大変なんですね。（発言する者あり）どういう線でこれはご意見を差し上げるかというのを、今の状況の中で、やっぱりさまざまな見方なり評価なりがあることを踏まえつつ、かつ、具体的な会派の皆様のニーズというのも勘案して、また、させていただかなきゃいけないと。ですから、ある意味ではハムレットの心境なんですけども、（発言する者あり）まあ、そうはいつでも、ある線は出さなきゃいけないわけですから、そういうことで、きょうも、実は非常に多様なご意見をいただいたように思っていますけども……

○桜井議員 会長、一ついいですか。

○民谷会長 はい。

○桜井議員 先ほど廣瀬先生から、23区というのは、ちょっと、全国的に見ても、余り改善のほうに向いていないような、そういう傾向があるというお話でしたけども、実は私ども自民党でも、23区の幹事長会ということで、こういうことについての意見交換をいろいろとしております。

やはりどこの区も、会議の数というのはすごい多いですね。多いです。で、先ほど、全国の、全国とこの千代田区ということを対比して言われていらっしゃいましたけども、地方の議会の会議に参加する数と頻度と、それとやはり23区の、もちろんそういう、先生おっしゃるようなものもあると思います。ただ、その背景というものは、やはりもう少しこう、つかんだ上でご判断をぜひいただきたいなというふうに思います。

○廣瀬副会長 それは確かなので、（発言する者あり）失礼しました。

○木村議員 やはり富裕自治体と、それから財政的に厳しい自治体と、それから政務活動費の支出されない自治体も相当数あると。議会もですね。

○林議員 金額も……

○木村議員 やっぱりそういう現実を踏まえて、やはりそれぞれの自治法があると思うんだけど、やはり富裕自治体に、その状況に甘えちゃいかんと思うんですよ、私はね。

で、我々は労働組合のいろんな会合に出て、比較的この会の中じゃ多いと思うんですよ。そういった場合には、きちんと各議員が、そういったための財源的な保証ということで拠出して、個別政務活動費とは別に、それでプールして、そういったときにはそこから支出するという形で工夫しています。（発言する者あり）

○桜井議員 いろんな実情があるんだと思います。

○木村議員 いや、それは、議員として幾らでもできるのよ、理由づけは。

○林議員 ちょっと、会議費という名称が、あんまりよろしくないのかなというのは、非常に、（発言する者あり）人件費もそうですけれども、平成13年にやられて、名称をつけましたけれども、実態として会議なのかなというのが非常にこれも違和感があって、全国レベルで見ましても、なかなかこの会議という、ダイレクトの表現方法の自治体というのは少ないですし、ここで自治会というんですか、ですとか各種団体の経費を計上するというよりも、やっぱり広聴活動ですとか渉外ですとかというところ。

もう一つは、以前も申し上げたかもしれないんですけども、議長交際費と区長交際費、同じ会合に出ている、税金が出ている、それは交際費という名目。片方はこの会議費とい

う、議員さんが同じ会合に出ても、名称ですので、ここは全体として整理をしていきませんか、飲食を伴う会合に税金を使ってはいけないという論議になりますと、区長交際費ですとか議長交際費は苦しくなると。じゃあ、各個人の交際費みたいなのが認められるのかというと、それもなかなかうまくいかないでしょうから、ここは議会側のほうもゆっくりとかみ砕いて、一つ一つの会合を整理しながら考えていかなくちゃいけないんでしょうし、名称に含めても、ぜひ、先生方に再考を、会議費という名称以外のものを少しサジェスションしていただけると、議論に弾みがつくのかなという気がいたしますので、よろしくお願いたします。

○民谷会長 ありがとうございます。

会議費については、先ほども申し上げましたように、会派間で相当、まあご意見が違っているのが実態でございますので、そのことも踏まえつつ、私どもとしてどういうふうにさせていただくか、これからも検討を、委員の中でいろいろ検討していきたいというふうに思っております。

次に、交通費でございますけれども、交通費についても、さまざまな、会派の中でのご意見の違いがございました。千代田区という大変交通の便利な状況を踏まえて、タクシー代については原則を禁止すべきだというご意見もございましたし、中には、自己所有の自動車を使う場合もあると。こういう駐車場等の経費についても交通費として認めるべきだというふうなご意見もございました。

そういうことを踏まえつつ、一体どういうふうにしていくべきかということについていろいろ議論もしておりますけれども、何かこの点についてはご意見、特にございますでしょうか。今まで、私どもで個別にヒアリングした中でお聞きしていることは、当然踏まえるわけでございますけれども、ほかに何か、この点はこうだというふうなことでおっしゃっていただくべき何かございますですか。（発言する者多数あり）はい。

○寺沢議員 例えば、確かに交通網が発達していますから、何かを利用できる状況というのはあると思うんですね。それから、乗りかえればそこに行けるんだというような状況もあると思いますけれども、時間的な制約があって、一つの会に出る。そして、次の会に、どうしても出たいと。そういったときに、やっぱりタクシーを使うというケースは、ありましてね。そういった場合に、今の項目で言うと、どういうところに適用するのかなというのは、いつもちょっと苦慮するんですね。一緒にまあ、乗っていかなきゃいけないと。いや、単独で、こう、会派というよりも、単独で動く場合もありますしね。そういうのを認めていただくとありがたいかなというふうに、私は、これ、まあ、個人的な思いかもしれないですけど、思っております。

○民谷会長 まあ、これはもう、あくまでも私の個人的な意見ということでお聞き取りいただきたいと思いますが、タクシーを全く認めないというふうには、多分。そういう方向にはならないとは思うんですね。ただ、どういう条件設定をするかということだと思うんですね。ですから、全くタクシーについてはだめだよというふうには、私自身は考えておりませんが、ただ、逆にどういうケースを認めるのかということは当然あるんだろうなと。そういう条件設定をしていけば、よろしいんじゃないかと思っております。

何かございますか、特に。

○小林やすお議員 先日の聞き取りのときに、私、車を持っていて、自分で行って調査したりとか、いろんな行動したりする場合がありますけれど、これ、駐車場と書いてありますけど、これ、月決めの駐車場ではなくて、コインパーキングですね。

○民谷会長 ああ、はい。

○小林やすお議員 そういったところ。タクシー代と同額ぐらいのものであれば、それは10時間もとめたら――10時間も話すことはないでしょうけれど。あと、また、場所によっては高額な場合もあるんで、できれば路上のパーキングとか、まあ普通ですよ、40分だか1時間は、300円ですけど、それはそれとして。あと、ある程度の駐車料金を認めていただければなと思っているんですけども。ああ、いや、高齢者は、自転車に乗ってちゃいけないんだ。

○林議員 放置自転車、いけないですよ。ちよくるも。いけないでしょ。

○民谷会長 よろしいですか。

それでは、あと、ちょっとお伺いしたいと思っているのは、課題別経費というのがございまして、これをもっと活用していくようにすべきだというご意見をいただいたりもしておりまして、例えば新聞折り込み代等もそこに含められるように、拡充していくというんですかね、そういうご意見もいただいておりますけれども、何かございますですか、これについて。

私どもは、これ、大変ユニークなあれだと思うんですよ、こういう整理の仕方というのは。そういう意味で、何というんですかね、テーマを追いかけるということについては、これ、もう、ちょっと私の個人的な意見になって恐縮ですけども、いいことだとは思っているんですね。ですから、それが活用されるようにするというのは、まあ、あっていいことだというふうには思っておりますけれども。特に何かご意見ございませんですか。これは、割合会派さんが限られているんですね、これを使っているところが。（発言する者あり）

○はやお議員 港区とか使っている…合理性、妥当性…のあれが、一番、合理性、妥当性として説明しやすいということになりました。

○林議員 経験を踏まえて。

○はやお議員 経験を踏まえて。（発言する者あり）だから……

○民谷会長 よろしいですかね、特にあんまりご意見がないようですので。

それから、そのほかに、ちょっとお尋ねなんですけれども、例えば消耗品であるとか通信費について按分というのが必要であるというご意見もあったんですけども、これは皆さんのほうではどういうふうにお考えですか。

○桜井議員 私どものほうでは、通信費などについては、個人的な、自宅のファクスだとかという、利用する場合もございまして、通信費については按分をとっております。インターネットの利用料金だとかについては、按分をしておりますけど、ただ消耗品、細かな文具だとか、そういったものについては、現状として按分ということはいたしていないよね。

○×××× うん。

○桜井議員 いたしておりません。はい。

○小林やすお議員 よろしいですか。

○民谷会長 はい。

○小林やすお議員 ちょっと、皆様のご意見をお伺いしたいんですけど、今、私どもの基準では、10万、消耗品と備品の境というか、（発言する者あり）金額的には単純に10万という。役所の例に合わせたんですけど、一般的に見て10万、消耗品に10万円以下は消耗品という考え方はどうなんでしょうか。まあ、物にもよると思うんですけどね。

（発言する者あり）消耗品を10万というくくりでやっているから。（発言する者あり）上げたの。（「上げたんです。役所に倣ったんだよ。」と発言する者あり）

○林議員 役所の統一基準に合わせて、当時、パソコンもなかったものですから、十何万。その当時。（発言する者あり）

○はやお議員 ……。やっぱり、当然、会計学の世界からして、きょうは、もう、本多先生も弁護士なので……。やっぱりその整合性という点では、やはり千代田区も、執行機関であろうと、議会、議事機関であろうとも、一体性という点では会計上合わせるべきだと思うんですね。だから、10万でやっているのであれば10万というところなのかなと。特段何かの理由があれば、どういうふうにするのかという話になるのかなと思うんですけどもね。だから、千代田区の執行機関が10万でやっていけば10万でやるのが、会計学上整合性があるというふうには思うんですけど。

○大串議員 人件費同様、消耗品費、明確にこれは政務活動費しか使っていないよというのは、なかなか説明つかないですよ。だから、説明がつかないものは、やっぱり2分の1を上限として、按分するべきだと思う。それは、消しゴム、鉛筆1本から、パソコンに至るまで、10万円以下は全部消耗品費ですから。それについては全部按分すべきだということと言えらると思います。

○岩佐議員 按分についてなんですけれども、やはり私どもは、もう、ほとんど100%を政務活動費に使っているんですけれども、特にこの寺沢なんかプライベートにパソコンが使えるはずもなく、100%なんですけれども、やはりそのパソコンやプリンターでほかに使っているんじゃないかという区民の意見があるという以上は、ある程度一定以上は按分という形をしかざるを得ないと思うんですね。ただ、その、どこにラインを引いていただくかという。先ほどと、人件費と同じように、すっぱり2分の1なのか、パソコンも使うというのは、明らかに事務作業がほとんどメイン、事務作業というか調査活動はかなりメイン。それからまた、書類作成、ドキュメント作成がほとんどですから、その中でやはり按分の比率というのはちょっと変わってくるのではないかと思います。

特に、やはり、そこで例えば出てくるのが、じゃあ政治活動とか後援会活動、そしてプライベートだと思うんですけども、政治活動とか後援会活動は、実際に、パソコンを使ってやるのが実際にあるのかというふうに、多分、各党派でヒアリングをしていただいたと思うんですけども、やはりパソコン、政治活動という、もうちょっと、また、こう、外に出ていくことが多いことが大半ですので、書類作成とか、さまざまな調査ということに関してはどうしても按分比率というのはちょっと変わってくるのではないかと思います。そこはちょっとご検討いただきたいかと思います。

○民谷会長 按分については、2分の1というのでなければならぬというふうに、特に考えているわけではないんですね。按分比というのは、いろいろな按分比があって、当然、3分の2という按分だって、あるでしょうから。

○林議員 これも、いろいろ、個々判断になってくると思うんですけど、例えばパソコンの端末というのは、これは汎用性がきくんで、自主的に、それぞれの会派なり議員の方が、半分なり幾つ、100なりという形で分ければいいと思うんですよ。持ち運びももちろんできますのでね、ノートパソコンは。ただ、消耗品、一律按分にかけてしまうと、単純に、本当に、調査活動で使う郵送物の、何も書いていない封筒ですとか、こういったものまで按分になってくると、また、要は、広聴に出すもの自体が萎縮して、お金がかかることになってきますんで、ここまで出さなくちゃいけないのにこの程度にしようとかになるんで、ここは按分に入れるというよりも、むしろ各会派、各個人の議員の方々が、この部分はどれくらい政治活動に使うのかな、あるいは私的活動に使うのかなというのは、判断の上で計上をかけるような仕組みのままのほうがよろしいのかなという気がいたします。一律50にかけてしまうと、これはやっぱり、かなり萎縮されます。送るベース、聞き取りするベースですとか。ね、あんまり、もう、今、使途基準に書いてあるカメラなんて買う人って、ほとんどいらっしやらないと思うんですよ。（発言する者あり）昔はデジカメって、必需品だったんですけど、みんなケータイで済んでしまいますんで、スマホで。これをじゃあ計上するという人がいたら、100%計上するというのは、さすがに無理だろうなど。自分が使う携帯電話は。そうすると、半分なのかなとかというのは、個人の判断になってくると思うんですよね。じゃあ、ペンは出すのかというと、百幾らのペンを出すという方もいらっしやるでしょうし、これは自腹で出すというのも当然だと判断される方もいらっしやるでしょうし。あるいは半額という方もいるのかもしれないんですけども、それは個々人の判断、各会派の判断で、スキームとしては按分というくくりを入れないほうがよろしいのかなという気はいたします。かなり萎縮すると思いますので、50にしてしまいますと。（発言する者あり）うん。だから、按分は現実にかけています。この項目が50だよねというのは、会派内部でやっていますけど、内容によって一律50にしてしまうと、本当に、必ず使うものまで、というので、ちょっとここはご配慮いただければ。

○木村議員 じゃあ、関連。（発言する者あり）

○民谷会長 はい。

○木村議員 今の件なんですけれども、消耗品につきましては、やはり使い方が各会派によって、いろんな使い方があるものですから、多様性というのはあると思うんですね。その辺の按分をどうするのかというのは、それぞれの会派がきちんと説明責任を果たせるような形で会派に責任を持たせて、ただ、按分という考え方は取り入れていくということでやったらどうかというふうに思いました。

○民谷会長 ありがとうございます。

私どものほうで、ほかに何かお聞きをするようなことはございますか。よろしいですか。先生のほうからございますか。

○本多委員 まあ、ちょっと、じゃあ、按分の考え方なんですけど。

按分というのは、私の理解では、基本的には政務活動費に使ったものなのかそうでないものかということで特定して、政務活動費で使ったものであれば政務活動費に計上できるというのが基本的な考え方だと思うんですね。その中で、どうしても政務活動費なのかそうでないのかはっきり区分ができないというようなものについては、経験的に、このぐらいの率ではないのかなということで按分する。そのときにはあんまり厳密に10分の9と

かという話じゃないから、大概2分の1とかで按分するというので、これで訴訟なんかでは説明できているのかなというふうに思うんですね。ただ、あくまでもそういう考え方なので、按分というものの基準を、その按分基準ですかね。按分比率というのを考えないで、いや実は2分の1じゃなくて、これは4分の3なんだよということで説明できるのであれば、それはそれで使っていただければいいというふうに、私は按分というのは捉えてはいるんですけどね。（発言する者あり）

○民谷会長 ほかに何かありますか。ありますか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○民谷会長 それじゃ……

○林議員 すみません……

○民谷会長 はい。

○林議員 ごめんなさい。すぐ終わります。

書籍・資料購入費については、どのような形で。特に、これまでと変わらずでしょうか。

○民谷会長 どういうことでしょうか。

○林議員 書籍購入費のカテゴリーが、今回はヒアリング対象にも入っていなかったんですかね。いろいろと、裁判のときに、この本はいい、この本はだめですとか、住民の方がご指摘されたりしたもんですから……

○民谷会長 ああ。

○林議員 書籍や新聞ですとか、いろんな、まあ、買うものですよ、紙ベース、ウェブベースで。ここについての整理というのは、特に、今回の意見書では言及されないで。非常にここも違和感——先人たちがつくったあれなんですけれども、例えば自党に、自分の所属政党に所属している新聞はだめですとか、商業紙はだめですとか、雑誌についてはどうのこうのと言われて、かなり前につくったんで……

○民谷会長 はい、はい。ありましたね。

○林議員 ええ。非常にそこも違和感がある、私個人は。新聞購読率も減っていますし、政党の新聞もそんなに売れているわけでもないですし、どこかで情報収集をかけていくのかということ、まあ、いろんな会議費がどんどんダウンしてくると、今度紙ベースのところに行きたいんですけど、禁止がかなり千代田の場合は、いろんなご判断が、特に前の委員の方のお一人が、これはだめ、あれはだめという、かなり書籍部分でかかってしまったものですから、もう少し自由裁量でお願いできればなと思うんですが。今回、特に改善されないんでしたら、それはそれで結構ですが、意見書に記載、記述、言及されないんでしたら。

○民谷会長 今までの議論の中では、余りその点は……

○林議員 なかった……

○民谷会長 出ておりませんでした。

○林議員 はい。（発言する者あり）

○民谷会長 いいですか。はい。

○岩佐議員 1点だけ、すみません。

今まで議論には出ていなかったんですけども、人件費あるいはそのほかのカテゴリーで、いわゆるインターン生を受け入れるための経費というのをもしご検討いただけたらと

思うんですけれども、今、インターン生、大学生を受け入れるときに、調査活動もされる。傍聴だけではなくて、調査活動を主にさせるんですけれども、まあ若年層への受け入れ、あるいは研修目的が主なんです、それは議員が払うもの、システムになっていて、それを政務活動費で使っているものかどうかというのは、各議会でもかなり悩ましいという話だったので、もし——お忙しいのは重々承知しているんですけれども、そういったこともあるよねということをご検討いただければと思います。（発言する者あり）

○廣瀬副会長 ちょっと確認なんですが、それは、例えば受け入れたインターンの方も交えて調査活動をすることに、例えば消耗品がかかるとかそういうような、あるいは移動するのに交通費がかかるとかそういうことではなくて、議員インターンのあっせんをしている団体などに登録をして受け入れて、マッチングをしてもらうことに対する経費を払ったりする、その部分ということですか。

○岩佐議員 そうです。はい。NPOに対する経費です。もちろん、個別の経費もあるんですけれども、消耗品などは今自分の手持ちのもので調査活動にやっただけで、それはほかのカテゴリーで支出できるんですけれども、NPOに対する金額が、インターン生を対象を、マッチングする金額というのがあるんですけれども、そこにどう位置づけるかというのに、なければいけないんですけれども、インターン制度は広く普及したほうが私はいいと思っていますので、意外に高いので、今3万5,000円です。（「幾らなの」と呼ぶ者あり）3万5,000円です。

○民谷会長 うん。（発言する者あり）

○廣瀬副会長 まあ、それも……

○岩佐議員 はい。こちらでも、（発言する者あり）議会側でも考えていい話ではあるんですけれど、ひとつ政務活動……

○民谷会長 そういうのもあるんだということは承っておきますが……

○岩佐議員 はい。そういう。

○民谷会長 まあ、それが政務活動の対象にし得るかどうかは、（発言する者あり）ちょっと。私どももいろいろヒアリングさせていただいて、本当に改めて、実態として、こんなにいろんなことがありなんだなということを勉強させていただいて。本当に、そういう意味では、個別のヒアリングも含めて、ありがとうございました。

議員の皆さんも、大変、今のような状況の中でご苦労の多いお仕事だと思いますけれども、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

午前11時22分休憩

午前11時32分再開

○民谷会長 （冒頭録音抜け）ちょっとあえてあそこの中で押せなかった、金額をどうするかということは、実はお尋ねをしようということではあったんですけれども、ちょっとやめちゃったんですね。それで、再度皆さんのご意見を伺ってというやり方よりは、もう議会の中で議論をして、どういうふうにしていくかという方向性を出せばいいのかなと思って、あえてそこはお聞きをしませんでした。最初の計画ではちょっとそういうこともお尋ねしようということがあったんですけれども。

それで、先ほどありました答申の方向性というんですかね、個別の細々とした表現は別として、方向性をどうするか、ちょっと検討していかなければなりませんので、きょうは

その時間をお願いしました。

今お手元に答申（案）という形でちょっとあるかと思うんですけども、この答申（案）の一番頭の部分はこういうことになろうかと思うんですけども、具体的な答申の内容の1番が交付額ということでございます。これは、今回の委員会の中で交付額をどうするかというお尋ねがあったものですから、これはお答えをしなければいけない。それで、実はこれまで交付額審査会の中で、この金額をどうするかということを答えたことがないんですね。ですから、これが初めてなんです。ですから、そういう意味でどういうふうにしていくかということはなかなか微妙なというか、難しいところがありますが。

それで、二つ案を書きいただいているんですけど、据え置きということなのか、一部減額ということなのかということなんですけども、それで、次のページに交付額についてどうすべきかという理由の部分を書きまして、2番目はここに書いてあるように、実績、それから平成25年から27年度の支出額の割合等を見た上でこうだということなんです。で、上は15万ということで維持していきますということなんですけれども、ここでは、ここに書いてありますように、4行目ですかね、「しかし、会派によっては、年度によって収支に変動があることや自らの方針として政務活動費により支出可能な経費も私費で支出しているケースもあることから、決算ベースでの支出額が減額したことを捉え、直ちに政務活動費を一律減額すべきとは必ずしも言えない」と。「また、23区の政務活動費の交付状況をみると、区の規模に違いがあるため一概に言えないが、23区平均で一議員幾らであり、現状では千代田区議会は平均を下回っている」と。「また、仮に交付額を減額する一方で、人件費の用途範囲拡大を図ったとすると少なくとも現行の交付額水準を維持し一定額を担保しないと、その用途基準で使うことが困難となる少人数の会派が生じ矛盾を来す恐れがある」というのが、まあ、15万円を維持する理由なんです。

それで、私は個人的には、今回はやっぱりちょっと15万円を維持するという方向でやったほうがいいのかなどというふうに思っているんですね。というのは、これまで、ここに書いてありますように、人件費についてはなかなか使い方も難しいような用途基準という制限を設けていましたので、それを今回見直す方向で今議論がされておりますけども、そういうことになると、結果としてどういうふうになるのか、ちょっとなかなか難しい。判断が難しいところもあるかなというふうに思っております。それをどう書くかという書き方、書きぶりの問題はちょっとあるんですけども、方向性としてはまあ維持すべきなのかなという。私は、これはあくまでも個人的な意見でございますけれども、どうでしょうか。

○竹内委員 先ほど桜井さんかしら、の話の中で、いろいろ会議、会合がある中で、千代田区の場合はホテルでの会合がやたらに多いということになると、やはり会費というのが1万円というのが妥当だと思うんですね。そうすると、やはり今、先生の言われたとおり、15万というのは妥当かなと思うんですけども、やはりホテルでやれば最低1万円です。特にこれからいろんな総会が5月、6月とは控えていると思うんですよ。そうすると必ず先生方をお呼びして、これは宴席になっちゃいますけども、やはり1万円持ってくるというのが妥当ではないかなという感じがしないでもないんですけどもね。

○民谷会長 会費のところはまたいろいろ議論をしなければいけないと思うんですけども、

交付額そのものはちょっと15万円で。今回はですね。だから、逆に言うと、次がどうなるかというのはちょっとあると思いますけどもね。

○上村委員 この15万というのは、一応予算なんですよ。で……

○依田次長 そうです、予算です。

○上村委員 だから、もし下回った場合はお返りする。

○依田次長 そうです……

○民谷会長 そうです、そうです。

○上村委員 だから、15万で、ねえ、何でもない……

○民谷会長 要するに15万あげるといふんじゃないんです。

○廣瀬副会長 そうですね。

○上村委員 ですよ。ですから、15万が……

○廣瀬副会長 必要経費の枠を15万に設定するという趣旨で……

○上村委員 ということですよ。

○廣瀬副会長 必要な分だけを使って、使い切らなかった分は一旦先払いだから戻していただくことになるけれども、これは手続の問題でそうになっているだけで、必要とされている会派もあるし、いろんな事情で判断をされて、結局こちらに計上してないのでたくさん返してらっしゃる方もあるし、實際上余り政務活動的なことをやってらっしゃらない方は余してらっしゃるようだし、熱心にいろんな取り組みをされているとそれで足りないというのが実情という方もいらっしゃると思うと、一律で8割だから2割下げましょうという話ではないと思うんですよ。

○竹内委員 返さなければいけないという要するに頭があると、やはりこの前も話が出ましたように、白紙の領収書とかそういうのが出てくるんじゃないかなと。

○廣瀬副会長 はい、使い切りたいというね。

○竹内委員 気がしますよね。

○廣瀬副会長 アクションを、まあ、ですから将来的にはやっぱり後払い方式に、先に支出行為があって、ちゃんと能動的にその立替え払いなり、あるいは請求払いでもいいんですけども、アクションを起こしたときにそれが執行されるというふうにしたほうが、先に受け取っていると、それに合わせて、つじつまを合わせたいというふうに思うインセンティブが……

○民谷会長 働いちゃう。

○廣瀬副会長 働いてしまうという部分が。

○民谷会長 一般的にはそうなんじゃないですかということなんですけどもね。これも今回会派のヒアリングで大分やりとりしましたけど、今回それを入れるのは、まだちょっと厳しいかなという感じですね。ただ、問題意識には皆さんお持ちになっているようですから、私たちからもそういう投げかけをさせていただいたわけですよ。やがてはそういう方向に出していけると思うんですよ。今回はその種まきというところで考えればいいんだろうと思うんですよ。

○竹内委員 もう一人、木村先生が言っていましたけども、千代田区というか東京都の場合は、23区はもう全て政務活動費を出していますよね。でも、木村先生いわく、地方によっては出していないところもあると。そういうところは、やはり基本給に含まれている

わけ。そういう意味ですかね。

○民谷会長 うーん。だから、今そういうところで条例なりなんなり全くつくっていなくて対応しておられないのか……

○竹内委員 ああ。

○民谷会長 その辺を……

○廣瀬副会長 いや、財政状況だと思いますね。

○竹内委員 なるほどね。

○廣瀬副会長 やはり規模が大きければ大きいほど支給されている率は高いですし、県庁所在地や中核市であればほぼ出していますし、町村議会は出しているほうがひよっとすると少数派ですね。もう、ほぼ、ほぼ財政状況と思います。

ですから、じゃあ、そういう出ていないところの人たちが政務活動に当てはまる活動を全くしていないかということ、それではやっぱり議員としての仕事ができせんから、自腹でやっていらっしゃるとか、そういうことになっていると思いますけどね。

○民谷会長 多摩も、東京でいっても、ちょっと23区と多摩は違いますからね。明らかに、23区に比べると多摩の分が少ないですからね。やっぱりそういうことが働いているのかなと思いますよね。

理由の部分は、これは少し、またいろいろ議論しなければならないというふうに思います。方向としては15万円を維持するというので、今回は答申にしたいということでもよろしゅうございませうかね、この部分は。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○民谷会長 次が人件費のところなのですが、人件費については、基本的に今回安定的な雇用をするということから、日常的な雇用を認めていくと。これはよろしいですかね。これは先ほどもうそういう方向で私たちとしては考えていますと。いわばそういうことを申し上げたものですから、そういう方向でちょっとさせていただきたいというふうに思うんですけども。

で、きょうの議論を聞いていて、すごくこの人件費が難しくなったな。正直言いまして、私どもが考えていたよりももっと細かく制度設計をしないといけないんですよ。

○廣瀬副会長 専門職に報告や意見を求めたりというのは、もう、それこそスポットで…

○民谷会長 そうですね。

○廣瀬副会長 雇用ではなくて、何らかの業務を委嘱するという話なので……

○民谷会長 そうですよ。

○廣瀬副会長 それは人件費というカテゴリーと、ちょっと区分をすべきなんだと思うんですよ。

○民谷会長 違うんですよ、それはね。

○廣瀬副会長 調査委託とか、そういうような形の費目を別個に設けるとするのが要るんだろうなと。

あとはもう、いろんな作業が集中してあると、発送する、まとまったときにアルバイトを雇うというようなスポットの人件費と、継続的に特定の人に、週何時間かはわかりませんが、継続して政務活動のサポートをいただくような場合と、大体三つぐらいあるんだろうと思います。

○民谷会長 そうですね、そうですね。

○上村委員 課題別のときは、もう100%というのも、臨時雇用というか、集中的なのと同じ意味ですか。

○廣瀬副会長 だと思えますけどね。

○民谷会長 もう、これはもう目的も決まっています、そのために特定の方をその目的のためにということですよ。

○上村委員 それはもう100%認めるんで……

○民谷会長 認めていいんじゃないですかね。

○上村委員 で、そのほかの部分で按分にしようかというお話。

○民谷会長 ええ。つまり、日常的な雇用を認めるということは、逆に言えば、その中に、その方がいらっしゃるために、その方がいなければしなかったことをすることが出てくるわけですよ。例えば簡単に言えば電話の対応なんかもそうですね。それから来客があったときにお茶出しをするなんてことも付随的に出てくるかもしれないと思うんですね。私がちょっとひっかかったのは、事務員というのがちょっとひっかかったんですよ。だからどういうふうにそこを言うのか。

○廣瀬副会長 例えば、会派の庶務スタッフは政務活動費の対象なのというのはちょっと違うんじゃないかとは思いますが、じゃあ会派に調査スタッフとしているということであれば政務活動費でしょう。じゃあ、それ、線が引けますかという。

○民谷会長 そうそう、そうなの。多分、そう言うでしょ。逆に、雇用するほうから言えばこれは調査スタッフなんですよ。しかし、その方が実際にほかのことをじゃあなさらないかということ、されると思うんですよ。

○上村委員 それはしますよね、そこにいる限りは。

○民谷会長 ええ。そうすると、それは按分の問題は当然出てくるし、それから上限の問題は、ちょっと考えるんですかね。

○廣瀬副会長 確かに、継続した雇用ということになると、社会保険の加入もだんだん基準を下げていこうという動きになっていますから、週何時間とか、そういう上限を設けますか。

○民谷会長 ねえ。ここ。今の政務活動費の中で、人件費を認めて、あれですけどね。

○本多委員 条例は設けなくてもこの範囲でやるということになるわけですから、金額は決まっているわけですからね。それで検討してもらおうということだと思うんですけどね。わざわざそこで上限を決める必要はないと思うんですけど。

ただ、ちょっと気になったのは、この間判決が出たと聞いたんですけど、名古屋高裁で事務所経費でしたかね、人件費も入っていたのかもしれないですけど、継続的に政務活動費に支出するのは違法だと。

○民谷会長 ああ。

○本多委員 継続的に政務活動って、「やってねえだろう」と。何かそれで違法というふうになった判決があると聞いて、僕もちょっと分析していないんですけど、ただ、それを書いたのは東京地裁の、あの有名な藤山裁判官という、国をばんばん負かせていた裁判官が書いているというふうに聞いているので、まあそれが一般化はされないとは思いますが、でも、そういう論理もないわけではないんですよ。政務活動を常時なんてやっ

てねえだろうと。ね。だから、事務所経費なんて違法だと、こんなのは全部。というふうに書かれちゃう可能性もないわけではないので。

だから、どうなんですかね、常時雇用といっても、本当に常時雇用なのか、毎日毎日。役所で言えば、非常勤みたいにやっぱり週3日とか、アルバイト的ですかね、そういうのがやっぱり政務活動に使うというならふさわしいというか、実態なのではないかなと思うんですけど、それを常時毎日来ているって、そこまで政務活動費はないんじゃないの。それをただ按分だけで説明がつくのかなという、ちょっと疑問は出てきたんですよ。

○竹内委員 そうですよ。

○民谷会長 うん。そうですね。

○本多委員 そういう判決があるとされると。ちょっと分析しようとは思いますがね。

○民谷会長 つまり、常時雇用ということが先行しちゃうと、逆転現象が起きちゃうんですよ。

○本多委員 ええ。政務活動、常時雇用もあるだろうというふうに言ってしまうと、本当にそうなのかなと。

○上村委員 常時雇用というか定期雇用というか、そういうことでもないんですか。何かずっとというわけじゃなくて、その人を確保するためにこれがあるわけだから。

○民谷会長 そうなんですね、こちらの提言の趣旨はね。

○上村委員 そうですよ。だから、常時雇用というのだと、何かちょっと。

○本多委員 毎日毎日の雇用って政務活動に必要なの、という疑問はあると思うんです。

○上村委員 そうですよ。

○本多委員 本当に、そんな毎日、政務活動やっているんですかと、その人は。（発言する者あり）やっていないですよ。だから、違うものに使っているんじゃないの。いや、それは按分しているんだろうということで説明がつくのかですよ、それ。

○上村委員 でも、そうでもしない限り、その人を確保することはできないですよ。いい人がいたら、その人をずっと、必要なときに使いたいのためにほかの時間も拘束するということですよ、今、この意味は。

○本多委員 でも、それで説明が。例えば、じゃあ遊ばせておいて……

○上村委員 ああ、そうですね。それはだめですよ。

○本多委員 それは過大に支出しているんじゃないかという話にもなるし、恐らく遊ばせてはなくて、違う目的で使っているということだとは思いますが。ただ、言われるように、いや臨時的では確保できないんだよねという話になると、じゃあどうしたらいいんだということにはなると思うんですけどね。

○依田次長 実態としては、会派がある程度の期間来ていただいているうち、この部分については政務活動費、この部分については按分という名のもとに私費で出すというようなケースもあるというようなことで、雇用のほうはそういうような形で、ある程度の期間を雇っているというような実態も、全てではないんですが、そういうようなやり方で運用をしているところもあります。

○民谷会長 こは、ちょっと、ほかの事項と書き方をね……

○依田次長 そうですね。

○民谷会長 ちょっと工夫しないといけないですよ。

だから、まず日常雇用ありという、常時雇用ありというふうになっちゃうと、これは逆立ちだと思うんですね。ですから、政務活動のために雇用をするということが、スポット的というか、困難な状況があって、そのために一定期間雇用されるということがあって、そのために按分という制度を今回入れたんだと。その按分という額を2分の1と。按分という割合をどうするかというのもちよっと議論はあるかもしれませんが、一応2分の1とすれば、2分の1という按分比で、する場合にはやっていただくと。

ですから、廣瀬先生が言われたように、スポット的にもう全部が政務活動的なことでおやりになる対象と、そうでなくて、一定の雇用を前提として、しかしその場合には政務活動以外のものが入ってくる可能性があるので按分をしますよと、こういうことですかね。それで、さっきもおっしゃっていた、廣瀬先生が一番最初におっしゃったことはちょっと別として、さっき上で出た意見には対応できるんですかね。大体そんなことでしたかね。○依田次長 そうですね。雇用保険やら税金はどうするんだという話なんですけど、その部分を含めた経費という形の2分の1というような、ほかの自治体はそういうようなことを含めたという形なんです。

○廣瀬副会長 そう。本人に支払う分だけではなくて、税の処理であるとか社会保険料の雇用主の負担というのは人にかかる経費なんだから、それは迷いはないんだと思います。

○民谷会長 人件費のその部分を認めていくという前提で、かつ、書きぶりは、ちょっと工夫を、さっきの本多先生のご意見も……

○本多委員 そうですね、そこを細かくやっていっても、税金……

○民谷会長 そうそう、余り細かく書いてもいけないんだけど、日常雇用というのか常時雇用というのか、何か言葉は少し工夫をしないといけないですね。

○本多委員 そうです。はい。日常的な事務員というような言い方が、ちょっと……

○民谷会長 だから、まず雇用を前提をしているんだというふうなイメージでないやっぱり書き方をしないといけないんでしょうかね。さっきのご意見を聞いていても、ちょっとそんな感じがしました。だから、事務員を雇っちゃってこれを充てられるんだよねということになると、私はちょっと違和感があると思うんですね。まあ、そういうことですよ、ここの部分は。

あとは、郵券については、皆さん余りご意見、異論がなかったと思うんですけど、会議費ですね、これがちょっと難しくなりましたね。今のまま維持するというのは、ちょっと、これも私の個人的に、今のまま維持するというのはちょっとどうなのかなと。それはちょっと、私どもとしても、ちょっと悔しいというか、残念ですよ。だから、ここ……

○廣瀬副会長 そうです。率直に言って、確かに区内の団体とか自治会とか商店会とか、そういうところの会合ではよくお会いしますし、そのコミュニケーションが一定の役割を果たすことがあるとはわかりますが、やっぱり、基本、やっぱり飲食を伴うアルコールも出る、そういう会合費を、そこで得ることがあるからといって政務活動費の対象にするというのが、区民に対して説得力を持ち得るかということ、やっぱりもう厳しいんじゃないかと思います。

で、率直に言うと、確かにそれだけまとまっておられる場面は少ないかもしれないけど、大体顔見知りとしか会わないわけですよ。よく知っている人と何らかの折にそういう会合があるからまとまってお会いになるということであって、じゃあそこで得られる情報が、

もちろんその場でたまたまそういう話題になって貴重な情報を得ることが何回かあることは否定しませんが、やっぱり、ちょっと、もう苦しいんじゃないでしょうか。

会合の数は、例えば県庁所在地の市の議会などとは、本質的には変わらないと思いますね。数多くあって、ひょっとすると、少ないとは言いませんけども、千代田区以上にやっぱりいろんな県単位の会、市単位の会、地区単位のものがありというのに、もっと広い市の議員さんであれば出ておられることもありますし。まあ、会費が若干高めであることは確かだと思います。ここは、だから、5,000円を3,000円にしたらいいかとか、そういう話では、やっぱり説得力がなさそうな気がするんですけどね。

○本多委員 うん。僕もそういうところは思いますね。金額を、これ、5,000円から3,000円したからどうなのという話ではないような感じがするんですけどね。だからどこが変わると。3,000円という根拠もそんなにあるわけではないしと。ただ、下げたんですよというような感じではあると思うんですけどね。ただ、理由としては、政務活動費をもっとほかに使ってくれと。うん。ここにそんな5,000円も使わないでというのは、一つ、理屈としてはあるのかなと思います、その程度かなと。

ただ、あれですかね、自民党なんかは、やっぱり実態として、年賀だとかなんとかでいろんな招待状が来て、1万円だ、会費だとかということで出かけていって、僕が聞くところによると、1カ所だけじゃなくて何カ所かこう回っていくみたいな中であって、やはり負担が、ご自分で全部出すというんだったら大変じゃないかと。その中で、廣瀬先生がたまたま聞いている話だろうということだけど、でも、こういう話だ、ああいう話だとあって、これ政務活動と関係しない話じゃないんだからという、そういう言い方だとは思っていますよね。

なので、そこは先ほども何か議論がありましたけれど、フェース・トゥー・フェースであることの効果みたいな話で。でも、そんな話は、今、社会通念としては通用しないだろうとか、そういう議論になってきているので、非常に難しいですよ。

○廣瀬副会長 議長、区長については、交際費という費目だからそういうものも認めているんであって、政務活動費は議員交際費ではないので、そこに一つの違いがあるんじゃないですか。

○民谷会長 まあ、あの議論はね。あの議論の延長線上で、議員さんが、これが使えるんだということにはならないでしょう。

さて、これはあれでしょうかね、今の会議費の中の、例えば新年会とかなんとか飲食を伴う会議について、現在認めているものをやめましょうと、こういう、仮に答申を出したらどうなるのですか。

○依田次長 そうですね。これが、条例に反映しないといけないということで、議長を除くと過半数を、先ほどこの、会議費が必要だという会派については多数を占めるということで、なかなかこの条例が通るかどうかという、これは微妙なところですよ。

○廣瀬副会長 ただ、逆に言うと、条例が通らないとすれば、その説明責任は、今度は議員さん方に投げかけられることになります。

○民谷会長 そうそう、そうなんですよ。仮に私どもがそういう答申になって、あちらでだめにしたら、これも結構きついですよね。それから、今度訴訟になったときに、そういう意見書もあったのという、今度そういうことが、ひっかかりますね。だから、そこが

苦しくなるんじゃないですか。だから、恐らく、仮にそれで使途基準の改正をしなくても、早晚そういうことになりますよね。

○×××× そうですね。

○民谷会長 うん。住民監査請求が出て、その次の訴訟になったときに、今までのケースだと、何かそういうところに持ち出されているようですので、それを持ち出されると、結果としてそういう方向になっちゃいますけどね。

私どもとしては、あれですね、これだけいろいろな議論が全国的にされている中で、その部分にいわば目をつぶってやりましたというのは、ちょっとつらいところがありますんでね。

○上村委員 その場合は、ホテルで会議をしてコーヒーが1,000円でしたという、それは認められるわけですか。

○民谷会長 あの……

○廣瀬副会長 僕はありだと思いますよ、それは。

○上村委員 ああ、そうですか。

○廣瀬副会長 はい。我々、例えば公的研究費を競争的資金でいただくことがあるんですけども、当然アルコールが出るような会議、例えば研究会の中の後で、懇親会としてアルコールが出たとすれば、そこはもう自腹でやりなさい。ただ、例えば会議室をとるとか、あるいは打ち合わせのために場所が必要だから、ホテルのラウンジでコーヒーをお互い一杯飲みながらというようなことであれば、その部分は必要経費になるんですよ。

○民谷会長 要するに事務所費を認めていないかわりとしての会議費というのを、今まで認められていたことありますよね。それは維持をしていっても構わないわけですね。ただ……

○依田次長 そうですね。みずから主催の会議ということで、茶菓代程度500円、これは訴訟判決にもあります。

○民谷会長 ただ、いわゆるご招待を受けて行かれるような新年会等の会合費に充てるということができなくなる。まあ、でも、結構大きいんだよね、それがね。

○廣瀬副会長 うん。だと思いますけどね。

○本多委員 結構ありますからね、これ、実態としては。

○阿部局長 半端じゃない数ですからね。

○本多委員 ですよ。

○民谷会長 そうですね。だから、それが……

○阿部局長 我々が公務員として地域の団体さんにご招待いただくケースも多々あるんですけども、その場合は、交際費という形で、上限はあるんですけども、例えば5,000円という扱いで出ささせていただくんですけど、新年会等で大体我々所長クラスが行く場合でも、年20回以上ありますんで、そうすると、地域の議員さん方はそれよりも相当な数、出ていらっしゃる……

○民谷会長 あるということですよ。

○阿部局長 という、実態としてはありますね。

○民谷会長 そうでしょうね。

そうすると、変な言い方ですけど、その分をほかで有効活用していただければ。ねえ。

工夫ですよ、それは、変な言い方だけど。まあ、あれですね、どうも、審査会としてはその方向で行かざるを得ないでしょうかね。そこはまたあれですね、多数会派と、ちょっと話はしないといけないでしょうかね。審査会の方向としてはこうですよ、だから……

○廣瀬副会長 会派としてのいろいろな活動をサポートするスタッフとか、そういうものに用途を振り向けて、そこで政務活動を積極的に展開していただきたいと。

○民谷会長 そうです、そうです。

○廣瀬副会長 他方で、やっぱりこの会合というのは、公務員で招待されて行かれるような方の公務性のある部分がないとは言わないけれども、基本的に地元の方やその団体の会員の方は自腹で来ていらっしゃるわけで、そこへ入って行ってコミュニケーションをとるからといって、そこに公費を充てながら、そこへ積極的に出て行ってくださいと、そのための経費を見ましょうという考え方からは、政務活動費の主たる用途をこういうところで積極的に使ってくださいというものをシフトするという考え方。

○民谷会長 そうですね。

○廣瀬副会長 だけれども、一定の金額を必要経費として認めて、それを積極的にやっていただきたいということは変えないので、だから総額は変えませんと。で、人件費の部分で用途の範囲を拡大しましょうと。そのかわり区民の理解が得にくい会合費については、まあ、このあたりで、やはり社会的な通念としてもう認めがたいものになったんだということを受け入れていただきたい。そんな感じではないのかなと。

○民谷会長 まさに、今の先生の言い方から言えば、シフトをしてほしいということなんですよ。同じいわば量があっても、ウエートをこちらにかけていただければということ、私どもとしては、人件費のことについてはできるだけ皆さんの実際に利用できる、そういう制度にしていきたいと。これは今までなかなかそういうことになっていなかったの。しかし、会議費については、世論が支持していないということは、やっぱりそこをやるべきではないというふうに思いますよね。だから、そういうことで、何とか私どもとしては方向を行きたいですよ。

それで、もう、おおむねあれでしょうかね。きょういろんなやりとりをしていただいて、方向性として出しておかなきゃいけないことは大体それでよろしいんじゃないかな。

○依田次長 そうですね。網かけのかかっているところが両論併記で。ええ。

○民谷会長 そうですね。これは、この後、時間的にはどういうふうになるんですか。次回がもう答申をお渡する日程になるんですか。

○依田次長 というスケジュール感なんですけど、ちょっと、今回、いろいろヒアリングの中でいろいろなご意見が出て、これ自体も調整する必要が出てきたかなと考えていますので、5月にちょっと改選があるんで、現議長にお渡しするのがいいのかなと思ったんですが。

○民谷会長 そうですよ。

○依田次長 そこは、ちょっとこう、時間をもうちょっと持って、余裕を持って、もうちょっと精査した形でとっております。

○民谷会長 きょう随分ご意見いただきましたからね。あんまり無理してもね。ですから、次回がもう一回あれでしょうかね、答申案を……

○依田次長 はい。皆さんでちょっと確認していただきたいと思います。

○民谷会長 そのほうがいいかもしれないですね。

○廣瀬副会長 そうですね。あと、きょう出てきた書籍費の制約については、全く触れないという選択もあるとは思いますが、ちょっと、きょうのあのお話を聞いていると、ちょっと注意を払ってもいいのかなとは思いました。

○民谷会長 うん。

○依田次長 というのも、商業新聞が一応だめだということ……

○民谷会長 普通の、朝日とか、そういう意味ですね。

○依田次長 そうですね。

○阿部局長 誰でもがとっているような……

○依田次長 誰でもがとっているようなもの、一般紙ですね。それはもう、通常どこの家庭でも手に入るだろうと。あと、機関紙ですね、自分たちの党の機関紙。そういうものはだめだということになっています。

○民谷会長 党の機関紙は、やっぱり維持すべきですよ。自分たちで、ねえ、例えば何とかを大量に買うなんてことをされたんじゃ困りますから。

○依田次長 ただ、その範囲内ですと、もう既にそういうふうに申し合わせでもなっていますので、あえてそこを一般商業紙を解禁するというような……

○民谷会長 理由はないですよ。あんまりね。

○依田次長 ないようなことなんですね。

○本多委員 先ほどの話はそういう話だったんですけど。一般紙を解禁してほしいみたいな話でしたっけ。

○依田次長 ええ。まあ、書籍ですね。

○上村委員 あと、何か全然関係ない本を買ったのがいけないという話かと思ったんですけど。

○依田次長 まあ、書籍。そうですね、全体の……

○上村委員 本の内容が前、何かすごく。ねえ。

○依田次長 こういうものはよくて、こういうものはだめというような、訴訟の中でも判決が……

○上村委員 ありましたよね。

○依田次長 あったりしたところの整理ということだったんですね。

○本多委員 それですよ、言っていたのは。

○廣瀬副会長 うん。でも、あれは訴訟の上で、訴えを起こされたから説明がついたものが認められたけど、つかなかったものは認められなかったというお話で、ちょっと使途基準として書くとすれば、まさにこう、区政の課題に関するものというような書き方ぐらいしかできないんじゃないですか。

○本多委員 そうですね。

○阿部局長 現行の基準の読み方でも、それを議員ご自身が説明がきちんとつく形で計上する分には何ら支障はないということですので、この基準の書き方をどういうふうに変えてくれというのは、ちょっと違う形でなるなという気はしています。

○民谷会長 ちょっと奇異でしたよね。何でああいうことをおっしゃったのかな。僕もちょっと意図がわからなかったんですけど。

○阿部局長 裁判の前の結果と、次がまた近々出るらしいので、そこの懸念をなされているのかなとは思いますが。

○本多委員 まあ、裁判は、個々の書籍について、これ、政務活動ということで買ったものなのかって認定していく話じゃないですか。ある一定の関連性、それをもとに議会で質問したとか、そういうことがあればオーケーよと。だけど、これ、内容的にも全然関連性ないみたいだし、そういう事実もないよねというんだったら、これはだめだよって、恐らく個々に全部判断されていると思うんですよね。それは、基準に、何の本がいいとか、どこまで関連性があったらいいとか、議会で質問したらいいとか、そういうことを書くべきものでもないと思うんで。うん。それは現行基準を読んでもらえれば、その趣旨を理解してもらえれば裁判でもそんなことにはならないよねという範囲じゃないかと思うんですけどね。ちょっと、僕も基準なしに議論をしてもあれですけど、基準で読み取れるものだから、新たな基準にはならない。

○民谷会長 あんまり基準でどうこうという話ではないように思っていたんですけどね。私もあんまりはっきり覚えていませんけども、そんな困るような話はないような気がしました。

○廣瀬副会長 はい。だとすれば、もう、全く触れる必要はないでしょうね。

○民谷会長 むしろ触れないほうが何かいいと思いますよ。

じゃあ、次の日程をとっていただいて、そこでもう一度、もう少し細かく議論していくということでよろしいでしょうかね。

あと、じゃあ、日程調整をちょっとお願いして。

○依田次長 そうですね。お手元に、すみませんが次回5月の中旬のちょっと日数が少なくて申しわけないんですが、私どもも6月当初ぐらいから議会が始まってしまいますので、申しわけないんですが、日程を、どうしても、こう、よろしく願います。今わかる方は置いていただいて、わからない方はまた後日連絡いただければと思います。

○民谷会長 じゃあ、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○民谷会長 じゃあ、これで閉じさせていただきます。ありがとうございました。

午後0時13分閉会